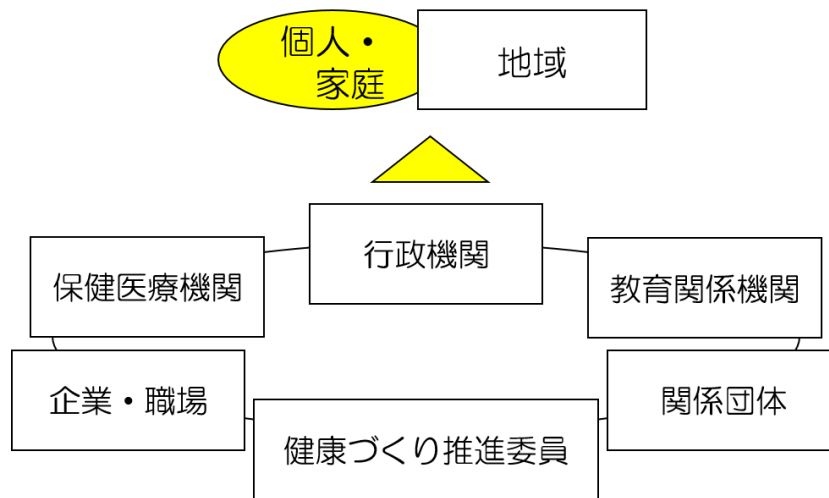


## 第8章 目標達成に向けた計画の進め方

### 1 計画の推進体制

町民一人ひとりの健康づくりを効果的に進めるためには、個人の取組みに加え、行政および関係機関が一体となって、健康づくりのための環境整備を進めることが大切です。そのために、町民・自治会・保健医療機関・学校・職場・行政などの各主体が、それぞれの役割を果たしながら協力し、健康づくり運動を推進します。



### 2 各主体の役割

#### (1) 個人・家庭における取組み

- 一人ひとりが健康の大切さを知り、自ら主体的に健康づくりを実践していきます。
- 家族や周囲の協力を得ながら、できることから、楽しく、健康づくりを継続できるよう取り組みます。

#### (2) 地域における取組み

- 地域の仲間づくりを進めると共に、各地区の組織活動や同じ目的をもったサークルやグループによる、地域の実情にあった活動を展開します。
- 相互の情報交換などを通じて、ネットワークづくりを進めます。

#### (3) 学校における取組み

- 児童・生徒の朝食の欠食状況や肥満・やせ傾向などを踏まえ、望ましい食・運動習慣を身に付けるための施策を充実させます。
- 自己肯定感や思いやりの心を育む思春期教育を実施します。
- 氾濫するネット情報や悪事への勧誘に対する自己防衛能力の向上に取り組めます。

- 喫煙・薬物防止教育の徹底などに取組みます。
- 児童生徒の SOS の出し方教育を行うとともに、様子の変化に気づき、適切な相談先につなげられるよう体制構築に努めます。

#### (4) 企業・職場・事業所の取組み

- 働く人々がいきいきと働ける環境づくりを実施します。
- 定期的な健康診断やその結果に基づく体や心に関する健康づくりの事業を推進します。

#### (5) 関係機関等の取組み

- 医療機関及び医療従事者（医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等）は身近な専門家として、一次予防の観点から、専門的な相談や情報提供等を実施します。

#### (6) 行政の取組み

- 重点健康課題を中心に、地域の実情に応じた健康づくりを進めます。
- 関係団体と連携し、健康情報の共有化を図るとともに、健康相談や健康教育、健康診断など、健康の保持増進や疾病の早期発見・早期治療に関する事業を実施します。
- 健康に関する正しい知識や情報を町民に周知します。
- 地域における健康づくりを推進する人材の育成や活用をします。
- 自らも常にスキルアップに務めます。

### 3 計画の進行管理と評価

本計画は6年目となる令和12年度を目途に中間評価、また令和18年度を最終評価年度として、町民の健康状態の変化を業務実績や実態調査、各種統計資料等に基づいて評価します。

本計画が町の現状を反映し、誰もが活用しやすい計画であるために、項目によっては年1回の評価や、状況に合わせた内容の見直しを行い、あらゆる機会を通じて町民へのフィードバックをしながら、町民主体の健康づくりの推進に取り組みます。

#### (1) 進行管理

本計画を推進するため、「元気でしかが21」推進会議を設置し、1年単位での評価や事業の検討、状況に合わせた見直しを行います。

#### (2) 弟子屈町「元気でしかが21」計画推進会議による評価

弟子屈町「元気でしかが21」推進会議条例の規定により、本計画の推進組織としての役割をもつと共に、施策の進捗状況や評価指標による評価や見直し修正等を行ない、その結果を町民の「健康寿命の延伸」に反映させます。

#### (3) 生活習慣などの変化を把握する評価

本計画で掲げた生活習慣等の評価指標の変化を、アンケートや健診結果などを基に、分析し評価を行います。

#### (4) 統計資料からの評価

人口動態統計や各種保健事業報告等により、町民の健康状況の分析と評価を行います。